

○恵那市個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の取扱い（第6条—第13条）
- 第3章 自己情報の開示等（第14条—第23条）
- 第4章 救済措置（第24条—第28条）
- 第5章 雑則（第29条—第32条）
- 第6章 罰則（第33条—第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、個人の権利利益の保護を図り、市民と行政の相互理解と信頼関係を高め、もって公正で民主的な市政の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 保有個人情報 実施機関が保有している個人情報をいう。ただし、公文書（恵那市情報公開条例（平成16年恵那市条例第14号。以下「情報公開条例」という。）に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。
- (3) 実施機関 市長（公営企業管理者としての権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。
- (4) 事業者 事業を営む個人及び法人その他の団体（国（独立行政法人等を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人等を含む。）を除く。）をいう。

一部改正〔平成17年条例108号〕

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、市民の基本的人権を擁護するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第1項の規定により教育委員会がその服務について監督権を有する者を含む。ただし、議会の議員を除く。以下同じ。）又は職員であった者は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

一部改正〔平成17年条例108号〕

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、その取扱いに適正を期するとともに、個人情報の保護に関する実施機関の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

(収集等の原則)

第6条 実施機関は、個人情報の収集、保有又は利用（以下「収集等」という。）に当たっては、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取り扱わなければならない。

(収集等の制限)

第7条 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集等をしてはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合又は実施機関が情報公開条例第19条第1項に規定する恵那市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて公益上特に必要があると認める場合は、この限りでない。

一部改正〔平成17年条例108号〕

(直接収集)

第8条 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失その他の理由により、本人から収集することができないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号又は第6号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、本人に対し、その旨を通知するものとする。ただし、実施機関が審査会の意見を聴いて、その必要がないと認めるときはこの限りでない。

3 本人又はその代理人が申請行為その他これに類する行為を行ったとき、又は当該行為により行為を行った者以外の者に関する個人情報が収集されたときは、第1項の規定により収集されたものとみなす。

(個人情報取扱事務の届出)

第9条 実施機関は、個人情報の収集等に係る事務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事務の名称
- (2) 事務の目的
- (3) 事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 個人情報の管理責任者
- (7) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の届出に係る事務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないと認められ

るときは、事務が開始され、又は変更された日以後において前2項の届出をすることができる。

- 4 市長は、前3項までの規定による届出に係る事項を一般の閲覧に供するものとする。

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、保有個人情報の収集等の目的の範囲を超えた当該実施機関内における利用（以下「目的外利用」という。）又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）を行ってはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するとき、目的外利用又は外部提供をすることができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上必要があると認められるとき。
- 3 実施機関は、目的外利用又は外部提供を行うときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。
- 4 実施機関は、第2項第4号又は第5号の規定に該当して保有個人情報を目的外利用又は外部提供をしたときは、当該本人にその旨を通知しなければならない。ただし、実施機関が審査会の意見を聴いて、その必要がないと認めるときはこの限りでない。

一部改正〔平成17年条例108号〕

(電子計算機の結合の制限)

第11条 実施機関は、個人情報の収集等に係る事務を電子計算機による処理を行う場合において、実施機関以外のものと通信回線その他の方法により電子計算機の結合をしてはならない。ただし、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により実施機関以外のものと電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(適正管理)

第12条 実施機関は、個人情報の収集等を行うときは、個人情報の管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報を常に正確かつ最新なものに保つこと。
- (2) 保有個人情報の漏えい、損傷及び滅失の防止その他の保有個人情報の適正な管理をすること。

2 実施機関は、保有個人情報の保有が必要でなくなったときは、速やかに当該保有個人情報を廃棄し、又は消去しなければならない。

一部改正〔平成17年条例108号〕

(委託に伴う措置等)

第13条 実施機関は、個人情報に係る業務を委託するとき又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報に係る業務を受託したもの又は指定管理者は、個人情報の漏えい、損傷及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の受託した業務又は第1項の指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

一部改正〔平成17年条例108号〕

第3章 自己情報の開示等

(開示請求)

第14条 何人も、実施機関の保有している自己に関する保有個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を当該実施機関に対して請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示の請求をすることができる。

3 実施機関は、開示の請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自己情報の全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき。

(2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であつて、開示することにより、当該評価、診断、判断、選考、指導、相談等に著

しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(3) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。

(4) 実施機関が審査会の意見を聴いて、開示することにより公正又は適正な公務の執行が著しく阻害されるおそれがあると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に開示しないことが必要であると認めるとき。

4 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に前項の規定による開示しないことができる自己情報が記録されている場合において、開示しないことができる自己情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除くことにより開示の請求の趣旨が損なわれると認められるときは、この限りでない。

一部改正〔平成17年条例108号〕

(開示請求の手續)

第15条 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る自己情報を保有している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 開示の請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示の請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求をしようとする者が当該開示の請求に係る自己情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示の請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する措置)

第16条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部を開示しないときは、その旨決

定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示しない理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第17条 前条に規定する決定は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第18条 自己情報の開示は、文書、図面又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴に供することにより、電磁的記録（情報公開条例第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）については視聴、閲覧、写しの交付等（ビデオテープ及び録音テープにあつては視聴に限る。）でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、自己情報の開示により当該自己情報が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、その他やむを得ない理由があるときは、当該自己情報の写しによりこれを開示することができる。

一部改正〔平成17年条例108号〕

(訂正又は削除の請求)

第19条 何人も、実施機関が保有している自己情報の記録について誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の記録が正確かつ最新の事実となるよう訂正又は削除の請求をすることができる。

2 第14条第2項の規定は、訂正又は削除の請求について準用する。

(中止の請求)

第20条 何人も、実施機関が保有している自己情報について次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の収集等、目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。

(1) 収集等の目的の達成に必要な範囲を超えて自己情報の収集等が行われているとき。

- (2) 違法又は不適正な方法により自己情報の収集等が行われているとき。
 - (3) 自己情報の目的外利用又は外部提供が行われているとき。
- 2 第14条第2項の規定は、中止の請求について準用する。
- (訂正、削除又は中止の請求の手続)
- 第21条 訂正、削除又は中止（以下「訂正等」という。）の請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正等請求書」という。）を提出しなければならない。
- (1) 訂正等の請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 訂正等の請求をしようとする自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 訂正等を求める内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正等の請求をしようとする者は、当該訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第15条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。
- (訂正等請求に対する措置)
- 第22条 実施機関は、前条第1項に規定する訂正等請求書を受理したときは、必要な調査を行い、受理した日の翌日から起算して60日以内に、訂正等請求書を提出した者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、訂正等の請求に係る自己情報を訂正等をする旨又は訂正等をしない旨の決定をしなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定による訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等の請求に係る自己情報の訂正等をしたうえ、訂正等請求者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による訂正等をしないときは、その旨を決定し、訂正等請求者に対し、書面によりその旨及びその理由を通知しなければならない。
- (費用負担)
- 第23条 自己情報の開示、訂正、削除及び中止に係る手数料は、無料とする。
- 2 自己情報の写しの交付を行う場合における当該自己情報の写しの作成に要する費用は、請求者の負担とする。

第4章 救済措置

(苦情の処理)

第24条 実施機関は、個人情報に関する苦情について、適切かつ迅速な

処理に努めなければならない。

(審査会への諮問等)

第25条 実施機関は、自己情報の開示又は訂正等の請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不適法であり、却下するときを除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その答申を経て当該不服申立てについての決定又は裁決をしなければならない。

2 審査会は、前項に規定する諮問に応じて審議するほか、個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

(諮問した旨の通知)

第26条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者又は訂正等請求者（開示請求者若しくは訂正等請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(審査会の調査権限)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、自己情報の開示又は訂正等の請求に対する決定に係る自己情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された自己情報の開示を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示又は訂正等の請求に係る自己情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、実施機関その他利害関係者に意見書又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述等)

第28条 第25条第1項の規定による諮問に基づき審査会が行う調査審議に係る意見の陳述、意見書の提出、提出資料の閲覧及び調査審議手続の非公開の手続については、情報公開条例第21条から第24条までの規定によるものとする。

第5章 雑則

(出資法人等の個人情報保護)

第29条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるものは、この条例の趣旨に基づき個人情報の保護を行うための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運用状況の公表)

第30条 市長は、毎年1回、この条例に基づく個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(他の制度等との調整)

第31条 実施機関は、他の法令等の規定による保有個人情報の開示又は訂正等の手続については、この条例を適用しないものとする。

2 実施機関は、市の図書館その他これに類する施設において管理している図書、資料、刊行物等で、現に市民の利用に供することを目的としているものについては、この条例を適用しないものとする。

一部改正〔平成17年条例108号〕

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

追加〔平成17年条例108号〕

第33条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第13条第3項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

追加〔平成17年条例108号〕

第34条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成17年条例108号〕

第35条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供

する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成17年条例108号〕

第36条 前3条の規定は、本市の区域外にある者に対しても適用する。

追加〔平成17年条例108号〕

第37条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

追加〔平成17年条例108号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月25日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の恵那市個人情報保護条例（平成12年恵那市条例第24号）、岩村町個人情報保護条例（平成13年岩村町条例第18号）又は明智町個人情報保護条例（平成13年明智町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月13日条例第108号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○恵那市個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、恵那市個人情報保護条例（平成16年恵那市条例第15号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(収集の通知)

第3条 条例第8条第2項の規定による個人情報を収集した旨の通知は、個人情報収集通知書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、口頭によりこれを行うことができる。

(個人情報の届出)

第4条 条例第9条第1項の規定による個人情報取扱事務の届出は、個人情報取扱事務開始届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第9条第2項の規定による個人情報取扱事務の廃止又は変更の届出は、個人情報取扱事務廃止・変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

3 前2項の規定により個人情報取扱事務の届出を行った個人情報の管理責任者は、遅滞なく個人情報取扱事務登録簿（様式第4号）を整備するものとする。

一部改正〔平成18年規則12号〕

(目的外利用の手続)

第5条 条例第10条第2項の規定により個人情報の目的外利用を行おうとする個人情報の管理責任者（以下「利用管理責任者」という。）は、個人情報目的外利用申請書（様式第5号）により当該個人情報を保有する実施機関の管理責任者（以下「保有管理責任者」という。）に申請しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、口頭で申請することができる。

2 保有管理責任者は、前項の規定による申請があったときは、速やかに可否を決定し、その決定の内容を個人情報目的外利用決定通知書（様式第6号）により利用管理責任者に通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定による申請があったときは、口頭で通知することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、目的外利用についての手続が別に定められている場合は、その定めるところによる。

(外部提供の手続)

第6条 条例第10条第2項の規定により個人情報の外部提供を受けようとする実施機関以外のもの(以下「外部機関」という。)は、当該外部提供に関し法令等により定めがある場合を除き、個人情報外部提供申請書(様式第7号)により実施機関に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、口頭で申請することができる。

(1) 外部機関が申請する場合で、当該外部機関の業務の遂行上、特に必要があると認められるとき。

(2) 緊急かつやむを得ないと認められるとき。

2 実施機関は、前項の規定による申請があったときは、速やかに可否を決定し、その決定の内容を個人情報外部提供決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定による申請があったときは、口頭で通知することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、外部提供についての手続が別に定められている場合は、その定めるところによる。

(目的外利用又は外部提供の記録)

第7条 実施機関は、条例第10条第2項の規定による目的外利用又は外部提供を行ったときは、当該目的外利用及び外部提供が法令等の定めによる場合を除き、目的外利用・外部提供記録簿(様式第9号)にその内容を記録するものとする。

(目的外利用又は外部提供の通知)

第8条 条例第10条第4項の規定による目的外利用又は外部提供をした旨の通知は、個人情報利用・提供通知書(様式第10号)により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、口頭によりこれを行うことができる。

(個人情報管理責任者)

第9条 条例第12条に規定する個人情報の管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、個人情報取扱事務を行う課(課に相当する組織を含む。以下「課等」という。)に置くものとし、課等の長をもって充てる。

(開示の請求書)

第10条 条例第15条第1項の規定による開示の請求は、個人情報開示請求書(様式第11号)により行うものとする。

2 条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の対象者
 - (2) 開示の方法
 - (3) 連絡先
- 3 条例第15条第2項の規定による本人又は法定代理人であることを確認するために必要な書類は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
- (1) 本人が請求するとき 運転免許証、旅券その他請求者の氏名及び住所が記載され、並びに請求者の写真が添付されている書類又は当該請求者が本人であることが確認できる書類として市長が認めるもの
 - (2) 法定代理人が請求するとき 法定代理人に係る前号に掲げる書類及び委任状その他当該法定代理人の資格を証明する書類として市長が認めるもの
(開示等の決定通知書)

第11条 条例第16条に規定する決定の通知は、開示をする場合は、個人情報開示決定通知書（様式第12号）により、開示をしない場合は、個人情報非開示決定通知書（様式第13号）により、開示しないことができる自己情報が記録されている部分を除いて開示することを決定した場合は、個人情報部分開示決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

- 2 条例第17条第2項の規定により決定の期間を延長する場合の通知は、個人情報開示決定期間延長通知書（様式第15号）により行うものとする。
- (訂正等の請求書)

第12条 条例第21条第1項に規定する訂正、削除又は中止の請求は、個人情報訂正等請求書（様式第16号）により行うものとする。

- 2 条例第21条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 訂正等の区分
 - (2) 個人情報の対象者
 - (3) 訂正等を求める理由
 - (4) 連絡先
- (訂正等の決定通知書)

第13条 条例第22条に規定する決定の通知は、訂正等する場合は、個人情報訂正等決定通知書（様式第17号）により、訂正等しない場合は、個人情報訂正等拒否決定通知書（様式第18号）により行うものとする。

(開示の実施方法)

第14条 自己情報の開示の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自己情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において職員の立会いのもとに行うものとする。
- (2) 自己情報の開示を受けるものは、当該自己情報が記録してあるものを汚損し、又は破損しないよう丁寧に取扱いなければならない。
- (3) 実施機関は、前号の規定に違反するものに対し、自己情報の開示を中止し、又は禁止することができる。
- (4) 自己情報の写しの交付部数は、開示請求に係る自己情報1件につき1部とする。

(費用)

第15条 条例第23条第2項に規定する自己情報の写しの作成に要する費用は、次に掲げるとおりとし、写しの送付を求めるものについては、別途郵送料を負担するものとする。

- (1) 白黒刷りによる写しを作成する場合。ただし、日本工業規格A列3番以下のものに限る。 1枚につき 10円
- (2) 多色刷りによる写しを作成する場合。ただし、日本工業規格A列3番以下のものに限る。 1枚につき 実費相当額
- (3) プリンタによる印刷の場合(白黒)。ただし、日本工業規格A列3番以下のものに限る。 1枚につき 10円
- (4) プリンタによる印刷の場合(多色)。ただし、日本工業規格A列3番以下のものに限る。 1枚につき 実費相当額
- (5) その他の方法による場合 実費相当額

(苦情の申出の方法)

第16条 条例第24条に規定する苦情の申出を書面により行うときは、個人情報取扱苦情申出書(様式第19号)により行うものとする。

(不服申立て)

第17条 条例第16条又は条例第22条第1項に規定する実施機関の決定に対し、不服申立てをする場合は、個人情報開示決定等不服申立書(様式第20号)により行うものとする。

(不服申立てに係る諮問)

第18条 条例第25条第1項の規定による諮問は、個人情報開示等審査諮問書(様式第21号)により、不服申立てに対する決定の通知は、個人情報開示等不服申

立決定通知書（様式第22号）により行うものとする。

- 2 条例第26条の規定による審査会に諮問した旨の通知は、個人情報開示等審査諮問通知書（様式第23号）により行うものとする。

（出資法人）

第19条 条例第29条に規定する実施機関が定めるものは、市が出資している法人のうち、当該法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。

（運用状況の公表）

第20条 条例第30条に規定する個人情報保護制度についての運用状況の公表は、次に掲げる事項について市広報及び市ホームページにて行うものとする。

- （1）個人情報の開示の請求件数
- （2）個人情報の開示の請求に対する決定状況
- （3）不服申立ての件数

（補則）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年10月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の恵那市個人情報保護条例施行規則（平成13年恵那市規則第9号）、町長が取り扱う個人情報に関する岩村町個人情報保護条例施行規則（平成13年岩村町規則第10号）又は町長が取り扱う個人情報に関する明智町個人情報保護条例施行規則（平成13年明智町規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年3月25日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、字句を補正のうえ、これを使用することができる。

附 則（平成18年3月28日規則第12号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第7号（第6条関係）

様式第8号（第6条関係）

様式第9号（第7条関係）

様式第10号（第8条関係）

様式第11号（第10条関係）

様式第12号（第11条関係）

様式第13号（第11条関係）

様式第14号（第11条関係）

様式第15号（第11条関係）

様式第16号（第12条関係）

様式第17号（第13条関係）

様式第18号（第13条関係）

様式第19号（第16条関係）

様式第20号（第17条関係）

様式第21号（第18条関係）

様式第22号（第18条関係）

様式第23号（第18条関係）